

2019年度 中野区産後ケア事業委託事業者公募要領

1 公募の趣旨

中野区は、産後の心身共に不安定な時期に家族等からの援助が受けられない母子を対象に、産後ケア事業(ショートステイ・デイケア・ケア支援者派遣)を実施し母体の身体的回復と心理的な安定を促し、育児不安の解消や虐待を予防することを目指している。

このため、産後の母子のケアに関する知識及び技術において高い専門性を持ち、産後のショートステイ、デイケア、ケア支援者派遣サービスを提供できる事業者を広く公募する。

2 委託業務の件名

- (1)中野区産後ケア(ショートステイ)事業
- (2)中野区産後ケア(デイケア)事業
- (3)中野区産後ケア(ケア支援者派遣)事業

3 業務委託内容(詳細は事業別仕様書の通り)

(1)基本業務

- ①利用の受付及びサービス内容の説明
- ②産後ケアサービスの提供
- ③自己負担金の徴収と領収書の発行

(2)産後ケアサービス(次の①～③の事業の全部又は2事業又は1事業を実施する。)

①ショートステイ事業

- ア 産後における母体管理及び生活面の指導
- イ 母乳に関する相談及び授乳方法の指導
- ウ 沐浴方法の指導
- エ 発育又は発達に関する相談
- オ 乳児に対する肌ケアの方法の指導
- カ その他保健指導
- キ 食事の提供(1日3食)

②デイケア事業

- ア 産後における母体管理及び生活面の指導
- イ 母乳に関する相談及び授乳方法の指導
- ウ 沐浴方法の指導
- エ 発育又は発達に関する相談
- オ 乳児に対する肌ケアの方法の指導
- カ その他保健指導

③ケア支援者派遣事業

- ア 産後における生活相談・支援
- イ 授乳時の見守り

- ウ 沐浴の援助
- エ 産後の心理的ケアや相談支援
- オ 育児に関する指導・相談、育児サポート

(3)参考資料

中野区産後ケア事業実施要綱(中野区要綱第97号)

(国)母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱(産後ケア事業運営要綱)

4 委託期間

契約締結日から2020年3月31日まで

5 委託料(参考基本価格)等(消費税相当額を含む)

(1)ショートステイ事業

※一人部屋の利用を原則とすること。

①基本利用料(④の利用者負担金を含む)

1日30,000円

但し消費税が10%に変更後は、1日30,555円とする。(以下消費税10%の場合の金額を【 】で表示)

②多胎児加算料

8,000円【8,148円】×(多胎児数-1)

③事務手数料(※事前説明経費を含む)

1日3,000円【3,055円】

④利用者負担金

利用者が住民税課税世帯に属する者の場合、1日3,000円【3,055円】を利用者の負担額とし、その金額を控除した額を委託料とする。

なお、利用者負担金は事業者において利用者から徴収すること。

(2)デイケア事業

①基本利用料(④の利用者負担金額含む)

1日15,000円【15,277円】

②多胎児加算料

4,000円【4,074円】×(多胎児数-1)

③事務手数料

1日1,000円【1,018円】

④利用者負担金

利用者が住民税課税世帯に属する者の場合、1日1,000円【1,018円】を利用者負担額とし、その金額を控除した額を委託料とする。

なお、利用者負担金は事業者において利用者から徴収すること。

(3)ケア支援者派遣事業

①利用調整面接 1人につき5,000円【5,093円】

②基本利用料(③の利用者負担金含む)

1時間3,000円【3,055円】

③利用者負担金

利用者が住民税課税世帯に属する者の場合、1時間1,000円【1,018円】を利用者負担額とし、その金額を控除した額を委託料とする。

なお、利用者負担金は事業者において利用者から徴収すること。

(4)留意事項

応募された受託経費の見積額が上記(1)～(3)の参考基本価格を超えていた場合は失格とする。また、応募者の診療所等で徴収する料金等の額を超えていた場合も失格とする。

参考基本価格とは、2019年度予算案議決前の概算見積り額であり、2019年度予算案議決後の額を保証するものではない。なお、本事業の実施は2019年度一般会計予算案に計上し議会の議決を得られることを条件としている。

6 応募に関する事項

(1)応募資格

①共通事項

この事業に参加しようとする事業者は、以下の要件をすべて満たしていなければならない。以下要件のいずれかを満たさなくなった場合または応募書類に虚偽記載があった場合は失格とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定(契約締結能力を有しない者等)に該当しないこと。

イ 中野区競争入札参加有資格者指名指定取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。なお、契約締結日までの間に指名停止措置を受けた場合は失格とする。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

エ 中野区契約における暴力団等排除要綱(2012年中野区要綱第148号)に定める入札参加除外の措置の要件に該当していないこと。

オ 公租公課の滞納がないこと。

カ 開業後3年以上の経営実績があること。ただし、区内事業者については、開業後1年以上の経営実績があれば応募を可とする。この場合は施設所在地等での地域貢献の実績について報告書(様式3)を提出すること。

キ 提出書類一覧(様式5～7)に定める書類を提出できること。

②ショートステイ事業・デイケア事業

次の要件をすべて満たす者とし、要件の基準日は、申請書の提出期限とする。

ア 医療法(昭和23年法律205号)に定める医療機関であること。

イ 産後の母子のケアに関する知識及び技術において高い専門性を確保し、産後のデイケア・ショートステイ業務について実績があること。または、分娩を取り扱っていること。

ウ 東京都内に産後ケア業務を実施できる場所が確保できること。

エ 施設・設備・人員体制

(ア)本事業を安全・快適に提供できる施設・設備を備えていること。

(イ)規定した業務内容を提供できる人員を配置できること。

(ウ)ショートステイ利用にあたっては、食事提供、入浴ができること

オ 中野区すこやか福祉センターと連携・調整ができること。

③ケア支援者派遣事業

次の要件をすべて満たす者とし、要件の基準日は、申請書の提出期限日とする。

ア 保健師・助産師・看護師・保育士又は育児に関する知識及び経験を有する者で、事業者が実施する産後ケアにかかわる研修又は、30時間以上の講習を修了し、一定条件の下に認定された者をすみやかに派遣できること。

この場合、事業者の実施する研修は、以下の内容が包括されていること。

- ・産前産後の心身の変化と対応(母体の理解とケア)
- ・乳幼児の理解と保育(月齢ごとの発達・対応のポイント)
- ・産前産後の家庭の理解と支援の在り方
- ・乳幼児への対応・母親への対応・家事の実習
- ・救急救命・事故予防
- ・産婦向け栄養について

イ ケア支援者派遣に当たり、産後ケア事業として、助産師による指導・監督が常に行われる体制にあること。

ウ 中野区すこやか福祉センターと連携・調整ができること。

(2)応募書類

提出期限までに、以下①～⑦の書類を提出すること。

- ①申請書(様式1)
- ②事業計画書(様式2)
- ③地域貢献実績報告書(様式3) ※該当事業者のみ
- ④応募事業についての見積書

様式自由 各申請事業の基本単価及びサービス内容(参考:上記「3 業務委託内容」)を記載すること。

- ⑤提出書類一覧(様式5～7のうち応募事業のもの)
- ⑥上記⑤の提出書類一覧に定める書類
- ⑦応募資格要件確認書

(3)公募期間等

平成31年2月8日(金)から2月22日(金)まで

※ 公募要領は、中部すこやか福祉センター(中野区中央3-19-1)窓口で配布
又は中野区ホームページからダウンロード可。

※ 公募期間内に必要書類を持参または書留郵便(必着)とする。

(4)提出先

中野区中部すこやか福祉センター 地域ケア担当
〒164-0011 中野区中央3-19-1

8 審査及び結果通知について

(1) 審査方法

書面審査及び現地確認等による。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、3月中旬(予定)に応募事業者に通知する。

9 問い合わせ先

中野区 中部すこやか福祉センター地域ケア分野 地域子ども家庭支援担当
白垣・横松 電話 03-3367-7796